

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

## 通報処理結果の概要

受付番号	14	
受付日	2021年7月8日	
通報内容	違法な農園開発や天然林破壊、土地権の侵害等の問題が指摘されるパーム農園から調達された油が加工食品の原料に使用された可能性があるという内容	
対応経緯*	<p><b>【通報受付日～2021年7月末】</b></p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。通報内容には対象物品と問題が指摘されるパーム油の関連性に関する具体的な情報がなかったものの、通報において指摘される点を検証するため、通報受付窓口の対象案件として、処理手続きを開始することを決定しました。また、処理手続きを開始する決定をした旨を通報者に通知しました。</p> <p><b>【2021年8月～9月】</b></p> <p>組織委員会では、助言委員会の委員について、本通報の内容がサプライチェーン管理や環境分野に関係することや委員候補者の経歴を考慮し、助言委員会委員候補者から蔵元左近氏（弁護士）、永田信氏及び原嶋洋平氏の3名を選定する案を作成しました。3名には、この検討において、通報者や被通報者その他関連する企業・団体との利害関係がないか確認しました。その後、同案について、持続可能な調達ワーキンググループの委員に提示し、約1週間の期間を設けて意見を求めました。その結果、反対のご意見はありませんでしたので、案のとおり、蔵元氏、永田氏及び原嶋氏を助言委員会委員として選定することを決定し、本人からも承諾を得ました。</p> <p>組織委員会は、第1回目の助言委員会をオンライン形式で開催しました。通報の概要やこの時点で得られている情報等について説明するとともに、その後の対応の進め方について助言を得ました。</p>	

**【2021年10月～12月】**

組織委員会は、第2回目の助言委員会をオンライン形式で開催しました。通報において指摘されている調達コード不遵守の具体的な事実と指摘されている商品との関連性を検証するための調査計画の案について説明するとともに、調査における視点等について助言を得ました。

なお、本通報では、8つのパーム油の搾油工場等に関して、違法な農園等で生産された油を調達している可能性を指摘されていましたが、組織委員会の体制が大幅に縮小し、通報受付窓口の対応業務の期限（2021年末）まで時間も限られている中でこれら8件全てについて対応することは難しいため、8件の中で以下のように対応の優先度を検討した上で、優先度が高いものから着手することとしました。

まず、8件中3件については、それぞれ入手可能な範囲の情報に基づくと、パーム油生産の時期と通報対象の商品に使用された時期から、商品に使用されていない可能性が高いと考えられたため、対応の優先度を「低」としました。さらに、残りの5件のうち3件については、公表されている油脂企業等の苦情処理メカニズムの情報を含め、今後の調査を進める上で手掛かりとなる関連情報が比較的手続きできるため、対応の優先度を「高」としました。その上で、残り2件については、情報量が少ないため、対応の優先度を「中」としました。

組織委員会は、上記の調査方針について、助言委員会から助言を得るとともに、通報者に対しても共有しました。その際、組織委員会は、通報者に対し、①調査対象国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内の移動にも制限がかかっている状況であるため、農園や搾油工場が所在する現地を訪問しての調査は行わない方針であること、また、②通報受付窓口の対応業務については2021年末で終了する予定であるため、調査の途中で終了せざるを得ない場合があり得ることもあらかじめ共有しました。

調査は、農園の位置と野生生物保護区や土地区分に関する各種地図情報との照合や、大手油脂企業が公表している調査対象搾油工場に関する現地調査レポートを中心とする文献のレビュー、現地各種報道、現地の森林地域での調査経験のある者へのヒアリングにより

	<p>実施しました。</p> <p>上記調査を通じて確認した点は、以下のとおりです。</p> <p><b>(1) 関連する農園の確認</b></p> <p>通報の情報によれば、上記で優先度「高」とした3つの搾油工場に関連する農園として、2つの農園が挙げられていたため、これらについて違法開発などの課題が指摘されているという前提で対応を進めることとしました。</p> <p><b>(2) パーム果実の流通経路の確認</b></p> <p>(1)の2つの農園に由来するパーム油の原料となるパーム果実の流通について確認しました。</p> <p>大手油脂企業の現地調査レポートなどの情報によれば、(1)の農園、パーム果実回収業者、指摘されている搾油工場の間、パーム果実の供給関係がある場合があったとのこと。ただし、供給関係がある場合でも、途切れなくパーム果実の供給があったのか、あるいは短期もしくは単発の供給だったのかなどの詳細は分かりませんでした。</p> <p>加えて、パーム油は、多数の農園の油が混合されて流通するため(膨大な数の農園からのパーム果実が現地の多数の搾油工場を経由して、パーム油が大手油脂企業に集まり、また、そこから生産国の内外の膨大な数の需要者に供給されていく現状があります)、農園で生産されたパーム果実やそれから生産されるパーム油の行先を1つ1つ特定することは、現実的に困難です。今回の通報に関連する食品事業者やその取引先の油脂企業でも搾油工場を特定するなど、トレーサビリティの向上に取り組んでいますが、(1)の農園で生産されたパーム果実に由来するパーム油が、通報の対象となった商品に使用されたかどうかを追跡して確認することはできませんでした。</p> <p><b>(3) 農園の開発状況等に関する確認</b></p> <p>(1)の2つの農園のうち1つについて検証しました。まず、当該農園の位置を、現地の森林生態系や森林・土地区分の地図情報と照合したところ、その農園と野生生物保護区との重複はありませんでした。また、この農園は、現地政府による伐採禁止措置の対象ともな</p>
--	--

	<p>っており、今回確認した中では、この農園が不適切に開発されたことを示す事実は認められませんでした。</p> <p>もう1つの農園については、名称や所有者、境界を特定する情報がないため、直接的な検証はできないと判断しました。</p> <p>一方、今回の通報との関連性は不明ではありますが、国際的な支援機関が実施した調査の報告書によれば、この地域の野生生物保護区内には、小規模・零細な農家による違法なパーム農園（1農家当たり通常1～2ha）が2017年時点で80ha弱あるとされており、パーム果実回収業者が、こうした保護区内の小規模・零細農家からパーム果実を回収して近隣の搾油工場に販売することで、違法な農園に由来するパーム油がサプライチェーンに入るリスクがあるとのこと。</p> <p>また、上記調査に関わった者にヒアリングを行ったところ、以下のような情報や意見もありました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護区内で農園を運営している小規模農家に対しては、違法性を根拠に退去を求めることも可能ではあるが、農家との間に紛争が起きる可能性がある（先住民族が保護区内の土地を自らの土地と主張するようなケースもある）。</li><li>・NGO等とも連携して、小規模農家を保護区の保全に関与させることでこれ以上の森林伐採を抑制する手法も考えられる。</li></ul> <p><b>(4) 搾油工場による改善の取り組みの確認</b></p> <p>大手油脂企業等の苦情処理メカニズムの情報によれば、今回指摘のあった3つの搾油工場においては、いずれも、行動計画を作成し、パーム果実のサプライヤーに対する教育や、パーム果実のトレーサビリティ向上など、改善に向けた努力をしているとのこと。</p> <p>組織委員会は、第3回目の助言委員会をオンライン形式で開催しました。上記調査結果について報告するとともに、今後の対応について説明し、通報者への通知の内容等に関して、助言を得ました。</p> <p>この調査によって得られた情報に基づき確認した中では、通報対象の商品に使用されたパーム油が調達コードの基準に違反していることを明確に証拠づける事実は認められませんでした。また、今回</p>
--	---

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>の通報においては、上記の3つの搾油工場のほかに5つの搾油工場等に関して指摘がありましたが、前記のとおり、組織委員会では、通報受付窓口の対応を2021年末で終了することとしていたため、これ以上の調査の実施は難しいと判断しました。</p> <p>そのため、組織委員会は、本通報の処理プロセスを終了することを決定し、その旨通報者に通知しました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しました。</p>
備考	<p>・本通報の対象となった企業においては、中長期の目標も設定した上で、持続可能なパーム油の調達に積極的に取り組んでおり、認証油の調達割合を増加させています。また、搾油工場リストを公表するなど、その取り組みの向上に努めています。こうした取り組みを着実に進めていただくことが、「持続可能性に配慮した調達コード」の趣旨に沿っており、かつ、パーム農園における環境面・社会面の向上に寄与していくものと考えています。組織委員会としても、このような積極的な取り組みをさらに継続していただきたい旨の期待を同社に伝えました。</p>

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。